



当局作業ダイヤの提示すら拒否！

日刊 動労千葉

1988.11.8
No. 2921

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五～六（公衆）〇四七二（二二）七二〇七

スト体制を強化しよう

十一月四日、千葉支社において十二・一ダイ改に
関わる団交が行われた。

この日、当局はいちおう「Bダイヤ（乗務員作業）
」については提示したものの、前回団交で要求した
構内関係の作業ダイヤ、大修作業の直営化（幕電区）
の作業内容については何ら明らかにされないままに
終了した。

また、車両係の「限定免許」による構内運転、仕
業検査、車輪転削業務等の兼掌化を白紙撤回するよ
う強く申し入れたところ、会社側は「撤回する意思
はない」ことを明らかにした。

スト突入体制によって Bダイヤを提示二示！

今回の団交で、当局がBダイヤを提示してきたこ
とは、「六三・三ダイ改」において「Bダイヤ」の
提示すら拒否してきたことから見れば一歩前進した
といえる。このことは、動労千葉が大会で一〇〇%
でスト権を確立し、十一月五日以降、全支部・全組
合員によるスト突入準備体制確立、十・二三三里塚
十一・三団結祭典、十一・五全支部職場集會等を積
み重ねて闘ってきたからこそ、ようやく重い腰を持
ち上げたに他ならない！
スト体制をもって当局を追い詰めなければ、団交
もなにも前進しないのだ。

外勤の兼掌化を 白紙撤回せよ！

そもそも、運転士・検査の資格のない車両係に構
内運転や仕業検査等を行わせる兼掌化など断じて認
められない！これほどの運転保安無視があるだろ
うか！もしも、百歩譲って要員がどうしても足らず、
暫定的な措置として行わせるというならまだしも、
強制配転した運転士をそのままにして、一度構内運
転士を経験したベテラン運転士を幕張電車区から津
田沼運転区、千葉運転区に配転し、再び本線運転士
に戻すなどの身勝手な要員運用を行っておきながら、
資格のない車両係（しかも、動労千葉や国労を脱退
し、鉄道労連に行った裏切り者）にその業務をやら
せることなど許されないのである。ましてや、高齢
者対策の重要な業務としてある構内運転業務を「限
定免許」さえあれば出来るというなら、大きく「強
制出向」への道を開くものであり、今後大きな問題
として残るのは明らかである。

同時に、Bダイヤと同様の作業ダイヤ等を提示し
ない会社側に怒りははやりさげんばかりである。会社
側は労働条件の変更がある場合は労働組合にその内
容を提示することは当たり前であり、もし、
提示しないとすれば、それは違法行為である。会社
側は、「まともな団体交渉」を行え！
すべての組合員のみなさん！会社側の団交軽視、
「一度提案したものは間違っても変更しない」とい
う態度を断じて許さず、スト体制を強化し、十二月
ダイ改合理化を阻止しよう！

十一月五日、動労千葉は、JR体
制強行以降、初の全支部職場集會を
かちとった。
この日、「指令第三号」にもとず
き、各支部では全組合員を対象とし
たスト突入準備体制が確立されると
同時に、新たな組織破壊のために乗
り込んできた革マル・松崎の十一・
五講演会（千葉支社主催・松崎だけ
では余りにも露骨すぎるため分割・
民営化強行の旗頭＝松田昌士も講演
する）に怒りを燃やし、全支部でス
ト突入を宣言する集會として、現場
の職制の集會妨害をはねのけて貫徹
された。

JR 強行後

初の全支部一斉 職場集會貫徹 11月5日

そもそも、労働者が職場で集會を
開くということは、当たり前前の権利
であり、それすら認めようとし
ないJR当局は、労働者の団結権、団体
行動権を認めないということであり、
明らかに憲法違反なのである。会社
の門を一步踏み入れれば「憲法すら
認めない」これがJRの実態なので
ある。われわれは、こうしたことを
許さず、一歩一歩実力で権利を取り
戻す闘いを貫徹しなくてはならない。
「十二・一ダイ改」の交渉で当たり
前の交渉すら否定しようとするJR
当局を許さず、スト体制を強化させ、
ダイ改合理化を阻止しよう！